

積算基準及び歩掛表  
(水道編)

令和8年5月1日改定

愛知県企業庁

積算基準及び歩掛表  
(水道編)

令和8年4月1日改定

愛知県企業庁

第2編 積算基準(水道建設工事編)  
第2章 水道土木工事の積算基準(厚)

第4節 共通仮設費の積算(厚・企)

2-4-4 運搬費(厚・県)

2 積算方法

(2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、門扉等、工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費
- 2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

表3-3 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量(t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0 m	R	28.50 (27.00)	( )内は排出ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m <sup>3</sup> /平積0.3 m <sup>3</sup>	R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。  
2. 車載のRはトレーラである。  
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(5) 重建設機械分解・組立

ア 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表とする。

表5-1 適用建設機械

機械区分	適応建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装備付を含む) 普通21t級以上～44t級以下 湿地20t級以上～28t級以下

第2編 積算基準(水道建設工事編)  
第2章 水道土木工事の積算基準(厚)

第4節 共通仮設費の積算(厚・企)

2-4-4 運搬費(厚・県)

2 積算方法

(2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費
- 2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

表3-3 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量(t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0 m	R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m <sup>3</sup> /平積0.3 m <sup>3</sup>	R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。  
2. 車載のRはトレーラである。  
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(5) 重建設機械分解・組立

ア 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表とする。

表5-1 適用建設機械

機械区分	適応建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装備付を含む) 普通21t級以上～44t級以下 湿地20t級以上～28t級以下

表記の修正

機械質量の追記

バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積み 1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 （平積 0.7 m <sup>3</sup> 以上～1.5 m <sup>3</sup> 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下
クローラ クレーン系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウィンチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式〕 平積 0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウィンチ・ ラチスジブ型・50～55t 吊〕
トラック クレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 100t 以上～550t 以下
クローラー式抗打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下
オールケーシング 掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機〔スキッド型〕 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t 以上～60t 以下

イ 施工歩掛

(ア) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 5-2 クレーンの規格選定

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規 格
バックホウ系	表 5-1 参照	ラフテレーンクレーン	25 t 吊

バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積み 1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 （平積 0.7 m <sup>3</sup> 以上～1.5 m <sup>3</sup> 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下
クローラ クレーン系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型 ・機械駆動式ウィンチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・ <b>機械ロープ式</b> 〕 平積 0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウィンチ・ ラチスジブ型・50～55t 吊〕
トラック クレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力 100t 以上～550t 以下
クローラー式抗打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下
オールケーシング 掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機〔スキッド型〕 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く) 深層混合処理機 プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t 以上～60t 以下
<b>連続地中壁用機械</b>	<b>地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕</b> <b>壁厚 650～1,500mm</b> <b>壁厚 1,200～2,400mm</b>

イ 施工歩掛

(ア) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 5-2 クレーンの規格選定

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規 格
バックホウ系	表 5-1 参照	ラフテレーンクレーン	25 t 吊

表記の修正

連続地中壁用機械に  
ついて削除

オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	
ブルドーザ	21 t 級以下	ラフテレーンクレーン	25 t 吊
	44 t 級以下	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)]	
地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	25 t 吊
	質量 60 t 以下		60 t 吊
	質量 120 t 以下		
	サンドパイル打機		
	質量 60 t 以下		
粉体噴射攪拌機	質量 120 t 以下		
深層混合処理機	質量 180 t 以下		
プレファブリケートパイル打機			
クローラクレーン系	35 t 吊以下(クラムシエル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン	25 t 吊
	80 t 吊以下(クラムシエル平積 2.0 m <sup>3</sup> 含む)	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	
	150 t 吊以下(クラムシエル平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン	60 t 吊
	300 t 吊以下	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	
トラッククレーン系	表5-1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	70 t 吊
	200t 吊以上 360t 吊以下	リフター [せり上げ能力]	50t
	550t 吊以下		
クローラ式抗打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド型]	表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用排出ガス対策型 (2014年規制)]70t~90t 吊を使用する場合)	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事用 排出ガス対策型 (2014年規制)]	70~90 t 吊
	表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)]100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事用 排出ガス対策型 (2014年規制)]	100 t 吊

オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	
ブルドーザ	21 t 級以下	ラフテレーンクレーン	25 t 吊
	44 t 級以下	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	
	63 t 級以下		50 t 吊
地盤改良機械	中層混合処理機	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25 t 吊
	質量 60 t 以下		60 t 吊
	質量 120 t 以下		
	サンドパイル打機		
	質量 60 t 以下		
粉体噴射攪拌機	質量 120 t 以下		
深層混合処理機	質量 180 t 以下		
プレファブリケートパイル打機			
クローラクレーン系	35 t 吊以下(クラムシエル平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン	25 t 吊
	80 t 吊以下(クラムシエル平積 2.0 m <sup>3</sup> 含む)	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	
	150 t 吊以下(クラムシエル平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン	60 t 吊
	300 t 吊以下	[油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	
トラッククレーン系	表5-1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊
	200t 吊以上 360t 吊	リフター [せり上げ能力]	50t
	550t 吊以下		
クローラ式抗打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド型]	表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)]70t 吊を使用する場合)	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊
	表5-1参照 (本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)]100t 吊を使用する場合)	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100 t 吊

表記の修正

- (注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。  
 なお、リフター（せり上げ能力 50t）の供用 1 日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）
2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
3. 現場条件等により、上表により難しい場合は別途考慮する。

(イ) 歩掛

分解・組立 1 台 1 回当り歩掛は、次表とする。

表 5-3 歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 分解+組立	クレーン 運転歩掛 (日) 分解+組立	運搬費 率等 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ	21t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35t 吊以下 クラムシェル 平穩 0.6 m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22
	80t 吊以下 クラムシェル 平穩 2.0 m <sup>3</sup> 含む	5.5	1.5	434	21
	150t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む	11.3	3.1	315	15
	300t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360t 吊以下	11.7	4.0	399	75

	表 5-1 参照 〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011 年規制)〕100t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表 5-1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	45 t 吊

- (注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。  
 ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド型〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。
2. 現場条件等により、上表により難しい場合は別途考慮する。

(イ) 歩掛

分解・組立 1 台 1 回当り歩掛は、次表とする。

表 5-3 歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 分解+組立	クレーン 運転歩掛 (日) 分解+組立	運搬費 率等 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ	21t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積 1.4 m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m <sup>3</sup> 以上 0.6 m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35t 吊以下 クラムシェル 平穩 0.6 m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22
	80t 吊以下 クラムシェル 平穩 2.0 m <sup>3</sup> 含む	5.5	1.5	434	21
	150t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m <sup>3</sup> 含む	11.3	3.1	315	15
	300t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360t 吊以下	11.7	4.0	399	75

表記の修正およびリフターを使用する場合についてを追記

		550t 吊以下	20.9	7.1	401	76
		200t 吊以上 360t 吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
		550t 吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
	クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2
		100t 以下	15.5	3.7	164	2
		150t 以下	23.5	5.6	163	2
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	-	3.9	3.4	595	5
	オールケーシング掘削機 〔スキッド型〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基 礎工専用・排出ガス対策型(2014年 規制)〕70t~90t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
		本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基 礎工専用・排出ガス対策型(2014年 規制)〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t 以下	16.0	2.4	213	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	プレファブリケートパネ ル打機	180t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	-	5.4	2.0	582	8	

- (注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。  
2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。  
3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用がふくまれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。  
①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕(誘導車、誘導員含む)  
②自走による本体賃料・損料  
③運搬中の本体賃料・損料  
④分解・組立時の本体賃料  
⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用  
4. 諸雑費は、分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
①分解・組立時の本体賃料  
②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

		550t 吊以下	20.9	7.1	401	76
		200t 吊以上 360t 吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
		550t 吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
	クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2
		100t 以下	15.5	3.7	164	2
		150t 以下	23.5	5.6	163	2
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	-	3.9	3.4	595	5
	オールケーシング掘削機 〔スキッド型〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 排出ガス対策型(第3次基準値)〕70t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
		本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(第3次基準値)〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3
		本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排 出ガス対策型(2011年規制)〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t 以下	16.0	2.4	213	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	プレファブリケートパネ ル打機	180t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	-	5.4	2.0	582	8	
	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施行機〕	-	54.4	9.5	144	4

- (注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。  
2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。  
3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用がふくまれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。  
①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕(誘導車、交通誘導警備員含む)  
②自走による本体賃料・損料  
③運搬中の本体賃料・損料

表記の修正

連続地中壁用機械について削除

表記の修正

④分解・組立時の本体賃料

⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

4. 諸雑費は、分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

①分解・組立時の本体賃料

②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

**エ 単価表**

**①重建設機械分解組立輸送 1 回当り単価表**

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		表 5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表 5-2、表 5-3
運搬費等		式	1	表 5-3
諸雑費		〃	1	
計				

**②重建設機械分解組立 1 回当り単価表**

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		表 5-3
分解組立用クレーン		日 (h)		表 5-2、表 5-3
運搬費等		式	1	表 5-3
諸雑費		〃	1	表 5-3
計				

単価表の削除

**(6) 現場発生品及び支給品運搬 (県)**

現場発生品及び支給品運搬に適用する。

**ア 適用範囲**

管及び弁類、防護柵、コンクリート 2 次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。

なお、発生（又は支給）する工種毎に直接工事費に計上する。

水道工事において発生する残管や既設撤去管等の撤去品については、現場発生品と同じ取扱いとする。

**イ 積算方法**

積算方法は、国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）第 I 編第 2 章③現場発生品及び支給品運搬による。

**(6) 現場発生品及び支給品運搬 (県)**

現場発生品及び支給品運搬に適用する。

**ア 適用範囲**

管及び弁類、防護柵、コンクリート 2 次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。

なお、発生（又は支給）する工種毎に直接工事費に計上するものとし、積算条件区分は次のとおりとする。

**イ 施工パッケージ積算方法**

①現場発生品及び支給品積込み・荷卸し  
(積算単位：t)

トラック機種
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t 級, 吊能力 2.9t

現場発生品と同一の取扱いとするものを追記

積算方法について表記の修正

**2-4-9 技術管理費**

**2 積算方法**

(2) 上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

ア 特殊な品質管理に要する費用

- ・管接合部のX線検査、水圧試験、超音波試験等
- ・通水試験
- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- ・水道工事において発注者が指定した方法等により品質管理を行う場合に用いる特別な機器に要する費用

イ 現場条件等により積上げを要する費用

- (注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 現場発生品及び支給品積込み・荷卸しは発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。

②現場発生品及び支給品運搬

トラック機種	片道運搬距離
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 2t 級, 吊能力 2.9t	2.0 km以下～ 65.0km 以下
トラック[クレーン装置付] ベーストラック 4～4.5t 級, 吊能力 2.9t	2.0 km以下～ 65.0km 以下

- (注) 1. 運搬距離が 65km を超える場合は別途考慮する。
2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途形状すること。

**2-4-9 技術管理費**

**2 積算方法**

(2) 上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

ア 特殊な品質管理に要する費用

- ・管接合部のX線検査、水圧試験、超音波試験等
- ・通水試験
- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

イ 現場条件等により積上げを要する費用

積算方法について表記の修正に伴い削除

技術管理費積上げ対象項目の追加

<p style="text-align: center;">第3編 積算基準(水道調査設計業務編) 第4章 設計業務委託(厚)</p>	<p style="text-align: center;">第3編 積算基準(水道調査設計業務編) 第4章 設計業務委託(厚)</p>	
<p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>4-1-3 設計業務費構成費目の内容(厚・県)</b></p> <p><b>1 直接原価</b></p> <p>(1) 直接人件費 業務に従事する技術者の人件費であり、技術者の職種は「第6編 1-1-1 職種とその定義」による。</p> <p>(2) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旅費交通費</li> <li>② 電子成果品作成費</li> <li>③ 電子計算機使用料及び機械器具損料</li> <li>④ 特許使用料 等</li> </ul> <p>(3) 直接経費(積上計上するものを除く) 直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p><b>2 間接原価</b></p> <p>(1) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。 ※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価からなる。</p>	<p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>4-1-3 設計業務費構成費目の内容(厚・県)</b></p> <p><b>1 直接原価</b></p> <p>(1) 直接人件費 業務に従事する技術者の人件費であり、技術者の職種は「第6編 1-1-1 職種とその定義」による。</p> <p>(2) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務用品費</li> <li>② 旅費交通費</li> <li>③ 電子成果品作成費</li> <li>④ 電子計算機使用料及び機械器具損料特許使用料</li> <li>⑤ 特許使用料、製図費等</li> </ul> <p>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p><b>2 その他原価</b> その他原価は間接原価及び直接経費(積上計上するものを除く)からなる。なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>(1) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p>	<p>表記の修正</p> <p>間接原価の構成項目(費用)を追記</p>

<p style="text-align: center;">第4編 積算基準(水道維持管理編) 第1章 総則</p> <p>第3節 水道維持管理の積算 1-3-1 積算方法 1 積算方法の種類</p> <p>水道維持管理における修繕工事及び点検委託については、次の積算方法がある。</p> <p>(2)内訳書(簡易処理基準)</p> <p>工事の内容が簡明で、特別な仕様を必要としない等の要件で、設計金額 200 万円以下となる修繕工事、業務委託を積算する方法</p>	<p style="text-align: center;">第4編 積算基準(水道維持管理編) 第1章 総則</p> <p>第3節 水道維持管理の積算 1-3-1 積算方法 1 積算方法の種類</p> <p>水道維持管理における修繕工事及び点検委託については、次の積算方法がある。</p> <p>(2)内訳書(簡易処理基準)</p> <p>工事の内容が簡明で、特別な仕様を必要としない等の要件で、設計金額 100 万円以下となる修繕工事、業務委託を積算する方法</p>	<p style="text-align: center;">表記の修正 (簡易処理基準の改定)</p>
---	---	--

第5編 歩掛表(水道建設工事編)

第1章 労務の職種区分

第1節 労務の職種区分

1-1-1 職種とその定義

職種	定義・作業内容
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護

第4章 管布設工（厚）

第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工

4-1-1 鋳鉄管管布設工

(1)表4・1・1 鋳鉄管吊込据付工（人力）

SWSU8051

呼び径	管長	吊込据付(10m当り)		
		特殊作業員	普通作業員	小計
		人	人	
75以下	4	0.17	0.52	
100	〃	0.19	0.65	
150	5	0.25	0.91	
200	〃	0.37	1.13	
250	〃	0.50	1.38	
300	6	0.65	1.66	
350	〃	0.90	1.98	
400	〃	1.14	2.37	
450	〃	1.40	2.76	
500	〃	1.65	3.17	

第5編 歩掛表(水道建設工事編)

第1章 労務の職種区分

第1節 労務の職種区分

1-1-1 職種とその定義

職種	定義・作業内容
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護
([水道用] 旧厚労省 単価)	配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護

第4章 管布設工（厚）

第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工

4-1-1 鋳鉄管管布設工

(1)表4・1・1 鋳鉄管吊込据付工（人力）

SWSU8051

呼び径	管長	吊込据付(10m当り)		
		配管工	普通作業員	小計
		人	人	
75以下	4	0.17	0.52	
100	〃	0.19	0.65	
150	5	0.25	0.91	
200	〃	0.37	1.13	
250	〃	0.50	1.38	
300	6	0.65	1.66	
350	〃	0.90	1.98	
400	〃	1.14	2.37	
450	〃	1.40	2.76	
500	〃	1.65	3.17	

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

600	〃	2.16	4.00	
700	〃	2.68	4.82	
800	〃	3.29	5.61	
900	〃	3.71	6.42	
1000	〃	4.22	7.62	

(注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

(2) 表4・1・2 鋳鉄管吊込据付工(機械) SWSU8053 (10m当り、一口当り)

呼び径	吊込据付(10m当り)					参考		
	特殊 作業員	普通 作業員	クレーン 機種	クレーン 運転時間	クレーン 賃料	管長	配管 工程	接合 工程
75	0.06	0.13	クレーン付 トラック 4t積2.9t吊	1.21	-	4	34.4	8.6
100	0.07	0.13		1.21	-	〃	34.4	8.6
150	0.09	0.15		1.34	-	5	41.5	8.3
200	0.10	0.16		1.41	-	〃	40.0	8.0
250	0.11	0.17		1.47	-	〃	38.5	7.7
300	0.13	0.19		1.54	-	6	44.4	7.4
350	0.17	0.25		1.61	-	〃	42.6	7.1
400	0.21	0.31		トラッククレーン 油圧伸縮ジ ブ型 4.9t吊	-	0.29	〃	40.8
450	0.25	0.37	-		0.30	〃	39.0	6.5
500	0.29	0.43	-		0.32	〃	37.2	6.2
600	0.36	0.55	-		0.34	〃	34.2	5.7
700	0.44	0.66	-		0.36	〃	31.8	5.3
800	0.52	0.80	-		0.39	〃	30.0	5.0
900	0.63	0.92	-		0.41	〃	28.2	4.7
1,000	0.78	1.17	16t吊		-	0.45	〃	26.4
1,100	0.93	1.38		-	0.48	〃	24.6	4.1
1,200	1.08	1.63		-	0.52	〃	22.8	3.8

600	〃	2.16	4.00	
700	〃	2.68	4.82	
800	〃	3.29	5.61	
900	〃	3.71	6.42	
1000	〃	4.22	7.62	

(注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

(2) 表4・1・2 鋳鉄管吊込据付工(機械) SWSU8053 (10m当り、一口当り)

呼び径	吊込据付(10m当り)					参考		
	配管工	普通 作業員	クレーン 機種	クレーン 運転時間	クレーン 賃料	管長	配管 工程	接合 工程
75	0.06	0.13	クレーン付 トラック 4t積2.9t 吊	1.21	-	4	34.4	8.6
100	0.07	0.13		1.21	-	〃	34.4	8.6
150	0.09	0.15		1.34	-	5	41.5	8.3
200	0.10	0.16		1.41	-	〃	40.0	8.0
250	0.11	0.17		1.47	-	〃	38.5	7.7
300	0.13	0.19		1.54	-	6	44.4	7.4
350	0.17	0.25		1.61	-	〃	42.6	7.1
400	0.21	0.31		トラッククレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9t吊	-	0.29	〃	40.8
450	0.25	0.37	-		0.30	〃	39.0	6.5
500	0.29	0.43	-		0.32	〃	37.2	6.2
600	0.36	0.55	-		0.34	〃	34.2	5.7
700	0.44	0.66	-		0.36	〃	31.8	5.3
800	0.52	0.80	-		0.39	〃	30.0	5.0
900	0.63	0.92	-		0.41	〃	28.2	4.7
1,000	0.78	1.17	16t吊		-	0.45	〃	26.4
1,100	0.93	1.38		-	0.48	〃	24.6	4.1
1,200	1.08	1.63		-	0.52	〃	22.8	3.8

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

1,350	1.32	2.06		-	0.56	〃	21.0	3.5
1,500	1.72	2.58		-	0.61	〃	19.2	3.2
1,600	2.29	3.43		-	0.81	4,5	14.4	3.0
1,650	2.50	3.75		-	0.83	4,5	14.0	3.0
1,800	2.97	4.45		-	0.89	4,5	13.2	2.9
2,000	3.15	4.74		-	0.95	4,5	12.4	2.7
2,100	3.27	4.89	20t吊	-	0.97	4,5	12.0	2.6
2,200	3.73	5.59		-	1.01	4,5	11.6	2.5
2,400	4.36	6.54		-	1.13	4,5	10.4	2.3
2,600	5.15	7.50	25t吊	-	1.24	4	9.60	2.1

- (注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。  
2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
3. 呼び径350mm以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t吊、又は、バックホウ(クレーン仕様)クローラ型クレーン機能付2.9t吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
4. 16t吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。  
\* 積算システム反映範囲はφ75～φ1500

#### 4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工

(1)表4・1・3 フランジ継手工 SWSU8062 (1口当り)

規格 呼び径(㎜)	JWWA 7.5K(F12)				JWWA 10K(F15)			
	ボルト数(本)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	雑材料	ボルト数(本)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	雑材料
65以下	4	0.05	0.05	労務費の1%	4	0.05	0.05	労務費の1%
75	〃	0.06	0.06	〃	8	0.11	0.11	〃

1,350	1.32	2.06		-	0.56	〃	21.0	3.5
1,500	1.72	2.58		-	0.61	〃	19.2	3.2
1,600	2.29	3.43		-	0.81	4,5	14.4	3.0
1,650	2.50	3.75		-	0.83	4,5	14.0	3.0
1,800	2.97	4.45		-	0.89	4,5	13.2	2.9
2,000	3.15	4.74		-	0.95	4,5	12.4	2.7
2,100	3.27	4.89	20t吊	-	0.97	4,5	12.0	2.6
2,200	3.73	5.59		-	1.01	4,5	11.6	2.5
2,400	4.36	6.54		-	1.13	4,5	10.4	2.3
2,600	5.15	7.50	25t吊	-	1.24	4	9.60	2.1

- (注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。  
2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
3. 呼び径350mm以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t吊、又は、バックホウ(クレーン仕様)クローラ型クレーン機能付2.9t吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
4. 16t吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。  
\* 積算システム反映範囲はφ75～φ1500

#### 4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工

(1)表4・1・3 フランジ継手工 SWSU8062 (1口当り)

規格 呼び径(㎜)	JWWA 7.5K(F12)				JWWA 10K(F15)			
	ボルト数(本)	配管工(人)	普通作業員(人)	雑材料	ボルト数(本)	配管工(人)	普通作業員(人)	雑材料
65以下	4	0.05	0.05	労務費の1%	4	0.05	0.05	労務費の1%
75	〃	0.06	0.06	〃	8	0.11	0.11	〃

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

100	〃	0.06	0.06	〃	〃	0.11	0.11	〃
125	6	0.07	0.07	〃	〃	0.12	0.12	〃
150	〃	0.07	0.07	〃	〃	0.12	0.12	〃
200	8	0.08	0.08	〃	12	0.13	0.13	〃
250	〃	0.10	0.10	〃	〃	0.15	0.15	〃
300	10	0.11	0.11	〃	16	0.17	0.17	〃
350	〃	0.11	0.11	〃	〃	0.17	0.17	〃
400	12	0.12	0.12	〃	〃	0.18	0.18	〃
450	〃	0.13	0.13	〃	20	0.21	0.21	〃
500	〃	0.14	0.14	〃	〃	0.22	0.22	〃
600	16	0.17	0.17	〃	24	0.25	0.25	〃
700	〃	0.19	0.19	〃	〃	0.28	0.28	〃
800	20	0.24	0.24	〃	28	0.33	0.33	〃
900	〃	0.29	0.29	〃	〃	0.39	0.39	〃
1,000	24	0.34	0.34	〃	〃	0.44	0.44	〃
1,100	〃	0.38	0.38	〃	〃	0.48	0.48	〃
1,200	28	0.46	0.46	〃	32	0.56	0.56	〃
1,350	〃	0.56	0.56	〃	36	0.70	0.70	〃
1,500	32	0.68	0.68	〃	40	0.83	0.83	〃
1,600	36	0.84	0.84	〃	〃	0.94	0.94	〃
1,650	40	0.99	0.99	〃	〃	0.99	0.99	〃
1,800	44	1.11	1.11	〃	44	1.11	1.11	〃
2,000	48	1.31	1.31	〃	48	1.31	1.31	〃
2,100	〃	1.37	1.37	〃	52	1.43	1.43	〃
2,200	52	1.57	1.57	〃	〃	1.57	1.57	〃
2,300	〃	1.70	1.70	〃	〃	1.70	1.70	〃
2,400	56	1.83	1.83	〃	56	1.83	1.83	〃
2,500	〃	1.96	1.96	〃	〃	1.96	1.96	〃
2,600	〃	2.09	2.09	〃	60	2.22	2.22	〃

(注) 1. 本表には、管の小運搬及び据付は含まない。

2. JWWA 7.5K及び10Kは鋳鉄管、F12及びF15は鋼管に適用する。

3. 口径1100 mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100 mmを超える口径については、別途考慮すること。

4. 口径1100 mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。

取替ボルト数(本)／本表のボルト数(本)×本歩掛。

\* 積算システム反映範囲はφ65～φ2000

100	〃	0.06	0.06	〃	〃	0.11	0.11	〃
125	6	0.07	0.07	〃	〃	0.12	0.12	〃
150	〃	0.07	0.07	〃	〃	0.12	0.12	〃
200	8	0.08	0.08	〃	12	0.13	0.13	〃
250	〃	0.10	0.10	〃	〃	0.15	0.15	〃
300	10	0.11	0.11	〃	16	0.17	0.17	〃
350	〃	0.11	0.11	〃	〃	0.17	0.17	〃
400	12	0.12	0.12	〃	〃	0.18	0.18	〃
450	〃	0.13	0.13	〃	20	0.21	0.21	〃
500	〃	0.14	0.14	〃	〃	0.22	0.22	〃
600	16	0.17	0.17	〃	24	0.25	0.25	〃
700	〃	0.19	0.19	〃	〃	0.28	0.28	〃
800	20	0.24	0.24	〃	28	0.33	0.33	〃
900	〃	0.29	0.29	〃	〃	0.39	0.39	〃
1,000	24	0.34	0.34	〃	〃	0.44	0.44	〃
1,100	〃	0.38	0.38	〃	〃	0.48	0.48	〃
1,200	28	0.46	0.46	〃	32	0.56	0.56	〃
1,350	〃	0.56	0.56	〃	36	0.70	0.70	〃
1,500	32	0.68	0.68	〃	40	0.83	0.83	〃
1,600	36	0.84	0.84	〃	〃	0.94	0.94	〃
1,650	40	0.99	0.99	〃	〃	0.99	0.99	〃
1,800	44	1.11	1.11	〃	44	1.11	1.11	〃
2,000	48	1.31	1.31	〃	48	1.31	1.31	〃
2,100	〃	1.37	1.37	〃	52	1.43	1.43	〃
2,200	52	1.57	1.57	〃	〃	1.57	1.57	〃
2,300	〃	1.70	1.70	〃	〃	1.70	1.70	〃
2,400	56	1.83	1.83	〃	56	1.83	1.83	〃
2,500	〃	1.96	1.96	〃	〃	1.96	1.96	〃
2,600	〃	2.09	2.09	〃	60	2.22	2.22	〃

(注) 1. 本表には、管の小運搬及び据付は含まない。

2. JWWA 7.5K及び10Kは鋳鉄管、F12及びF15は鋼管に適用する。

3. 口径1100 mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100 mmを超える口径については、別途考慮すること。

4. 口径1100 mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。

取替ボルト数(本)／本表のボルト数(本)×本歩掛。

\* 積算システム反映範囲はφ65～φ2000

(2) 表4・1・4 メカニカル接合工

SWSU80611(1口当り)

呼び径 (mm)	参考			接合(1口当り)		
	管長 (m)	配管工程 (m/日)	接合工程 (口/日)	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	雑材料
75	4	34.4	8.6	0.05	0.05	労務費の1%
100	〃	34.4	8.6	0.05	0.05	〃
150	5	41.5	8.3	0.06	0.06	〃
200	〃	40.0	8.0	0.07	0.07	〃
250	〃	38.5	7.7	0.08	0.08	〃
300	6	44.4	7.4	0.09	0.09	〃
350	〃	42.6	7.1	0.09	0.09	〃
400	〃	40.8	6.8	0.10	0.10	〃
450	〃	39.0	6.5	0.11	0.11	〃
500	〃	37.2	6.2	0.12	0.12	〃
600	〃	34.2	5.7	0.14	0.14	〃
700	〃	31.8	5.3	0.16	0.16	〃
800	〃	30.0	5.0	0.21	0.21	〃
900	〃	28.2	4.7	0.24	0.24	〃
1,000	〃	26.4	4.4	0.28	0.28	〃
1,100	〃	24.6	4.1	0.33	0.33	〃
1,200	〃	22.8	3.8	0.39	0.39	〃
1,350	〃	21.0	3.5	0.48	0.48	〃
1,500	〃	19.2	3.2	0.59	0.59	〃
1,600	4,5	14.4	3.0	0.78	0.78	〃
1,650	4,5	14.0	3.0	0.83	0.83	〃
1,800	4,5	13.2	2.9	0.95	0.95	〃
2,000	4,5	12.4	2.7	1.10	1.10	〃
2,100	4,5	12.0	2.6	1.27	1.27	〃
2,200	4,5	11.6	2.5	1.37	1.37	〃
2,400	4,5	10.4	2.3	1.58	1.58	〃
2,600	4	9.60	2.1	1.78	1.78	〃

- (注) 1. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S型、SII型等離脱防止継手の場合は本歩掛に30%を上限として割増することができる。
2. 特殊押輪を使用する場合は下記の計算式を用いて割増することができる。  
押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増%ただし、30%を上限とする。
3. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる

(2) 表4・1・4 メカニカル接合工

SWSU80611(1口当り)

呼び径 (mm)	参考			接合(1口当り)		
	管長 (m)	配管工程 (m/日)	接合工程 (口/日)	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	雑材料
75	4	34.4	8.6	0.05	0.05	労務費の1%
100	〃	34.4	8.6	0.05	0.05	〃
150	5	41.5	8.3	0.06	0.06	〃
200	〃	40.0	8.0	0.07	0.07	〃
250	〃	38.5	7.7	0.08	0.08	〃
300	6	44.4	7.4	0.09	0.09	〃
350	〃	42.6	7.1	0.09	0.09	〃
400	〃	40.8	6.8	0.10	0.10	〃
450	〃	39.0	6.5	0.11	0.11	〃
500	〃	37.2	6.2	0.12	0.12	〃
600	〃	34.2	5.7	0.14	0.14	〃
700	〃	31.8	5.3	0.16	0.16	〃
800	〃	30.0	5.0	0.21	0.21	〃
900	〃	28.2	4.7	0.24	0.24	〃
1,000	〃	26.4	4.4	0.28	0.28	〃
1,100	〃	24.6	4.1	0.33	0.33	〃
1,200	〃	22.8	3.8	0.39	0.39	〃
1,350	〃	21.0	3.5	0.48	0.48	〃
1,500	〃	19.2	3.2	0.59	0.59	〃
1,600	4,5	14.4	3.0	0.78	0.78	〃
1,650	4,5	14.0	3.0	0.83	0.83	〃
1,800	4,5	13.2	2.9	0.95	0.95	〃
2,000	4,5	12.4	2.7	1.10	1.10	〃
2,100	4,5	12.0	2.6	1.27	1.27	〃
2,200	4,5	11.6	2.5	1.37	1.37	〃
2,400	4,5	10.4	2.3	1.58	1.58	〃
2,600	4	9.60	2.1	1.78	1.78	〃

- (注) 1. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S型、SII型等離脱防止継手の場合は本歩掛に30%を上限として割増することができる。
2. 特殊押輪を使用する場合は下記の計算式を用いて割増することができる。  
押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増%ただし、30%を上限とする。
3. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

4. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。  
 5. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。  
 \* 積算システム反映範囲はφ75～φ1500

(3)表4・1・5 T形継手工 SWSU80612 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
75以下	0.05	0.05	労務費の1%
100	0.05	0.05	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	
250	0.07	0.07	

- 備考 1. 特殊押輪、拔出防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増する。  
 2. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

(4)表4・1・6 NS形継手接合工 SWSU80613 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
75以下	0.05	0.05	労務費の1%
100	0.05	0.05	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	
250	0.07	0.07	
300	0.10	0.10	労務費の4%
350	0.10	0.10	
400	0.11	0.11	
450	0.12	0.12	

- 備考 1. 呼び径75～250mmの異形管(継ぎ輪を除く)の接合は、本歩掛に30%を割増する。  
 2. 呼び径75～45mmの雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。  
 なお、呼び径300～450mmについては、油圧シリンダ、ポンプ等も可。  
 3. 呼び径75～250mmの継ぎ輪の接合は、メカニカル接合工を使用する。  
 4. 呼び径300～450mmの異形管の場合は、メカニカル接合工を使用する。  
 5. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。

(5)表4・1・7 NS形継手接合工 SWSU80613 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
500	0.13	0.13	労務費の1%

4. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。  
 5. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。  
 \* 積算システム反映範囲はφ75～φ1500

(3)表4・1・5 T形継手工 SWSU80612 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
75以下	0.05	0.05	労務費の1%
100	0.05	0.05	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	
250	0.07	0.07	

- 備考 1. 特殊押輪、拔出防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増する。  
 2. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

(4)表4・1・6 NS形継手接合工 SWSU80613 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
75以下	0.05	0.05	労務費の1%
100	0.05	0.05	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	
250	0.07	0.07	
300	0.10	0.10	労務費の4%
350	0.10	0.10	
400	0.11	0.11	
450	0.12	0.12	

- 備考 1. 呼び径75～250mmの異形管(継ぎ輪を除く)の接合は、本歩掛に30%を割増する。  
 2. 呼び径75～45mmの雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。  
 なお、呼び径300～450mmについては、油圧シリンダ、ポンプ等も可。  
 3. 呼び径75～250mmの継ぎ輪の接合は、メカニカル接合工を使用する。  
 4. 呼び径300～450mmの異形管の場合は、メカニカル接合工を使用する。  
 5. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。

(5)表4・1・7 NS形継手接合工 SWSU80613 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	雑材料
500	0.13	0.13	労務費の1%

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

600	0.15	0.15
700	0.18	0.18
800	0.23	0.23
900	0.26	0.26
1000	0.31	0.31

備考 1. ライナを含む継手の接合は、本歩掛に20%を割増する。  
2. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

500	0.13	0.13
600	0.15	0.15
700	0.18	0.18
800	0.23	0.23
900	0.26	0.26
1000	0.31	0.31

備考 1. ライナを含む継手の接合は、本歩掛に20%を割増する。  
2. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

(6)表4・1・8 - 1 GX形継手接合工 SWSU80614 (1口当り)

呼び径 (mm)	直管			異形管		
	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費
75	0.05	0.05	労務費 の1%	0.05	0.05	労務費 の1%
100	0.05	0.05		0.05	0.05	
150	0.05	0.05		0.06	0.06	
200	0.06	0.06		0.07	0.07	
250	0.07	0.07		0.08	0.08	
300	0.09	0.09		0.09	0.09	
350	0.09	0.09		0.11	0.11	
400	0.10	0.10		0.12	0.12	
450	0.10	0.10		0.13	0.13	

備考 1. 呼び径75~300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛に30%を割増する。  
2. 呼び径75~300mmのP-Linkを用いた直管の接合(1口)は、「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部へ接合」(1口)を計上する。  
3. 呼び径75~300mmのG-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。  
4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。  
5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

計算例 (口径100mmの場合) ※積算システムには下記計算例のとおり1口として反映。

- P-Linkを用いた直管の接合(1口) = 直管部の接合(1口) + P-Linkの切管部への接合(1口)  
・特殊作業員:  $0.05 + 0.05 \times (1 + 0.30) = 0.115$  (人) ・普通作業員:  $0.05 + 0.05 \times (1 + 0.30) = 0.115$  (人)
- G-Linkを用いた異形管の接合(1口)  
・特殊作業員:  $0.05 \times (1 + 0.60) = 0.08$  (人) ・普通作業員:  $0.05 \times (1 + 0.60) = 0.08$  (人)

(6)表4・1・8 - 1 GX形継手接合工 SWSU80614 (1口当り)

呼び径 (mm)	直管			異形管		
	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費
75	0.05	0.05	労務費 の1%	0.05	0.05	労務費 の1%
100	0.05	0.05		0.05	0.05	
150	0.05	0.05		0.06	0.06	
200	0.06	0.06		0.07	0.07	
250	0.07	0.07		0.08	0.08	
300	0.09	0.09		0.09	0.09	
350	0.09	0.09		0.11	0.11	
400	0.10	0.10		0.12	0.12	
450	0.10	0.10		0.13	0.13	

備考 1. 呼び径75~300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛に30%を割増する。  
2. 呼び径75~300mmのP-Linkを用いた直管の接合(1口)は、「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部へ接合」(1口)を計上する。  
3. 呼び径75~300mmのG-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。  
4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。  
5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

計算例 (口径100mmの場合) ※積算システムには下記計算例のとおり1口として反映。

- P-Linkを用いた直管の接合(1口) = 直管部の接合(1口) + P-Linkの切管部への接合(1口)  
・配管工:  $0.05 + 0.05 \times (1 + 0.30) = 0.115$  (人) ・普通作業員:  $0.05 + 0.05 \times (1 + 0.30) = 0.115$  (人)
- G-Linkを用いた異形管の接合(1口)  
・配管工:  $0.05 \times (1 + 0.60) = 0.08$  (人) ・普通作業員:  $0.05 \times (1 + 0.60) = 0.08$  (人)

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

表4・1・8 - 2 GX形継手接合工 (大口径) SWSU80615 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
500	0.13	0.13	労務費の1%
600	0.14	0.14	
700	0.17	0.17	
800	0.22	0.22	
900	0.25	0.25	
1000	0.29	0.29	

備考 1. ライナを含む継手の接合は、本歩掛に 20%を割増する。  
2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

(7) 表4・1・9 NS形・GX形継手挿口加工 SWSU8240 (1口当り)

呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式		雑材料
	NS形		NS形・GX形		
	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	
75以下	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%
100	0.04	0.04	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	0.04	0.04	
200	0.05	0.05	0.04	0.04	
250	0.06	0.06	0.04	0.04	
300	0.07	0.07	0.04	0.04	
350	0.07	0.07	0.04	0.04	
400	0.07	0.07	0.05	0.05	
450	0.07	0.07	0.05	0.05	

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費を含む。

(8) 表4・1・10 SII形継手挿口加工 SWSU8028 (1口当り)

固定方式	呼び径 (mm)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	雑材料
ビス止め式	150	0.10	0.10	労務費の5%
	200	0.10	0.10	
	250	0.10	0.10	
	300	0.11	0.11	
	350	0.11	0.11	
	400	0.11	0.11	
ネジ込み式	450	0.12	0.12	
	75	0.03	0.03	
	100	0.04	0.04	

(7) 表4・1・9 NS形・GX形継手挿口加工 SWSU8240 (1口当り)

呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式		雑材料
	NS形		NS形・GX形		
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	
75以下	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%
100	0.04	0.04	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	0.04	0.04	
200	0.05	0.05	0.04	0.04	
250	0.06	0.06	0.04	0.04	
300	0.07	0.07	0.04	0.04	
350	0.07	0.07	0.04	0.04	
400	0.07	0.07	0.05	0.05	
450	0.07	0.07	0.05	0.05	

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費を含む。

(8) 表4・1・10 SII形継手挿口加工 SWSU8028 (1口当り)

固定方式	呼び径 (mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	雑材料
ビス止め式	150	0.10	0.10	労務費の5%
	200	0.10	0.10	
	250	0.10	0.10	
	300	0.11	0.11	
	350	0.11	0.11	
	400	0.11	0.11	
	450	0.12	0.12	
ネジ込み式	75	0.03	0.03	
	100	0.04	0.04	

GX形大口径(φ500mm以上)接合歩掛の新設

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

150	0.04	0.04
200	0.05	0.05
250	0.06	0.06
300	0.06	0.06
350	0.07	0.07
400	0.07	0.07
450	0.07	0.07

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費、内面補修費を含む。

150	0.04	0.04
200	0.05	0.05
250	0.06	0.06
300	0.06	0.06
350	0.07	0.07
400	0.07	0.07
450	0.07	0.07

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費、内面補修費を含む。

(9)表 4・1・11 NS・GX・S形継手挿口加工 SWSU8241 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料	固定方式
500	0.08	0.08	労務費の5%	リベット式
600	0.08	0.08		
700	0.09	0.09		
800	0.09	0.09		
900	0.10	0.10		
1000	0.10	0.20		
1100	0.10	0.20		

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費を含む。  
3. NS形、GX形は呼び径500～1000mm以下とする。

(9)表 4・1・11 NS・S形継手挿口加工 SWSU8241 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	雑材料	固定方式
500	0.08	0.08	労務費の5%	リベット式
600	0.08	0.08		
700	0.09	0.09		
800	0.09	0.09		
900	0.10	0.10		
1000	0.10	0.20		
1100	0.10	0.20		

備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断、溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。  
2. 雑材料には、工具損料、ドリル刃消費費を含む。  
3. NS形は呼び径500～1000mm以下とする。

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

4-1-3 ポリエチレンスリーブ被覆工

(1)表 4・1・12 ポリエチレンスリーブ被覆工 SWSU8063 (100m当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	材料費		
			ポリエチレンスリーブ (m)	固定具	
				固定用ゴムバンドの場合 (組)	粘着テープの場合 (m)
75以下	0.25	0.25	A (a式による)	B (b式による)	51.0
100	0.30	0.30			61.2
150	0.35	0.35			83.6
200	0.43	0.43			104.0
250	0.51	0.51			126.5
300	0.59	0.59			147.9
350	0.67	0.67			168.3
400	0.75	0.75			190.4
450	0.83	0.83			210.8
500	0.91	0.91			232.9
600	1.00	1.00			275.4

4-1-3 ポリエチレンスリーブ被覆工

(1)表 4・1・12 ポリエチレンスリーブ被覆工 SWSU8063 (100m当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	材料費		
			ポリエチレンスリーブ (m)	固定具	
				固定用ゴムバンドの場合 (組)	粘着テープの場合 (m)
75以下	0.25	0.25	A (a式による)	B (b式による)	51.0
100	0.30	0.30			61.2
150	0.35	0.35			83.6
200	0.43	0.43			104.0
250	0.51	0.51			126.5
300	0.59	0.59			147.9
350	0.67	0.67			168.3
400	0.75	0.75			190.4
450	0.83	0.83			210.8
500	0.91	0.91			232.9
600	1.00	1.00			275.4

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

700	1.17	1.17			317.9
800	1.33	1.33			360.4
900	1.50	1.50			404.6
1,000	1.67	1.67			447.1
1,100	1.83	1.83			489.6
1,200	2.00	2.00			532.1
1,350	2.25	2.25			596.7
1,500	2.50	2.50			659.6
1,600	2.80	2.80			698.7
1,650	3.10	3.10			719.1
1,800	3.40	3.40			780.3
2,000	3.75	3.75			869.6
2,100	4.05	4.05			912.9
2,200	4.50	4.50			961.4
2,400	5.00	5.00			1035.3
2,600	5.50	5.50			1129.7

- (注) 1. 本表は呼び径 100mm 以下は管長 4m \*積算システム反映範囲はφ75～φ1000  
 呼び径 250mm 以下は管長 5m  
 呼び径 1,500mm 以下は管長 6m  
 呼び径 1,600mm 以下は管長 4m についての歩掛である。
2. ポリエチレンスリーブを管 1 本当り単位とする場合は、C 表の管 1 本当りスリーブ長で割戻すこと。
3. 固定用ゴムバンドは、1 組当り 2 条とした場合の歩掛りである。また、使用組数を継手 1 箇所当り 4 組とし、直部 1m 当り (継手 1 箇所当り 1m を除く) 1 組とした場合の歩掛である。

#### 4-1-4 水圧試験工 (ダクティル鑄鉄管)

(1) 表 4・1・13 水圧試験工

φ900mm 以上のダクティル鑄鉄管の継手部に使用 (1 口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	試験機損料率	雑材料
900	0.13	0.54	0.00131	労務費の 5%
1,000	0.14	0.59	0.00141	〃
1,100	0.14	0.63	0.00151	〃
1,200	0.15	0.68	0.00160	〃
1,350	0.16	0.77	0.00166	〃
1,500	0.18	0.81	0.00173	〃
1,600	0.19	0.86	0.00180	〃
1,650	0.20	0.90	0.00189	〃
1,800	0.21	0.99	0.00195	〃
2,000	0.23	1.08	0.00208	〃
2,100	0.23	1.13	0.00214	〃

700	1.17	1.17			317.9
800	1.33	1.33			360.4
900	1.50	1.50			404.6
1,000	1.67	1.67			447.1
1,100	1.83	1.83			489.6
1,200	2.00	2.00			532.1
1,350	2.25	2.25			596.7
1,500	2.50	2.50			659.6
1,600	2.80	2.80			698.7
1,650	3.10	3.10			719.1
1,800	3.40	3.40			780.3
2,000	3.75	3.75			869.6
2,100	4.05	4.05			912.9
2,200	4.50	4.50			961.4
2,400	5.00	5.00			1035.3
2,600	5.50	5.50			1129.7

- (注) 1. 本表は呼び径 100mm 以下は管長 4m \*積算システム反映範囲はφ75～φ1000  
 呼び径 250mm 以下は管長 5m  
 呼び径 1,500mm 以下は管長 6m  
 呼び径 1,600mm 以下は管長 4m についての歩掛である。
2. ポリエチレンスリーブを管 1 本当り単位とする場合は、C 表の管 1 本当りスリーブ長で割戻すこと。
3. 固定用ゴムバンドは、1 組当り 2 条とした場合の歩掛りである。また、使用組数を継手 1 箇所当り 4 組とし、直部 1m 当り (継手 1 箇所当り 1m を除く) 1 組とした場合の歩掛である。

#### 4-1-4 水圧試験工 (ダクティル鑄鉄管)

(1) 表 4・1・13 水圧試験工

φ900mm 以上のダクティル鑄鉄管の継手部に使用 (1 口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	試験機損料率	雑材料
900	0.13	0.54	0.00131	労務費の 5%
1,000	0.14	0.59	0.00141	〃
1,100	0.14	0.63	0.00151	〃
1,200	0.15	0.68	0.00160	〃
1,350	0.16	0.77	0.00166	〃
1,500	0.18	0.81	0.00173	〃
1,600	0.19	0.86	0.00180	〃
1,650	0.20	0.90	0.00189	〃
1,800	0.21	0.99	0.00195	〃
2,000	0.23	1.08	0.00208	〃
2,100	0.23	1.13	0.00214	〃

配管工 (旧厚労省単価) の単価設定廃止に伴う歩掛改定

2,200	0.24	1.17	0.00221	〃
2,400	0.25	1.26	0.00229	〃
2,600	0.27	1.35	0.00238	〃

- (注) 1. 継手形式K形・KF形・U形・UF形・S形及びNS形に適用する。  
 2. 試験機は実勢単価とする。  
 3. 鋼管の場合のX線検査及び超音波探傷検査は別途積算すること。  
 4. 雑材料には、試験機取付け器具損料、傷つけ防止材を含む。

#### 4-1-5 鋳鉄管切断工

鋳鉄管切断歩掛の概要区分

継手形式	作業分類	使用工具	呼び径	適用歩掛
すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ切削切断機	75～2600	表4・1・14
すべて	切断のみ	エンジンカッター	50～500	表4・1・15
NS形、SⅡ形、GX形	切断・溝切り同時	パイプ切削切断機	75～450	表4・1・18
S形、KF形、UF形	切断・溝切り2工程	パイプ切削切断機	300～2600	表4・1・19
NS形、GX形	切断・溝切り2工程	パイプ切削切断機	500～1000	表4・1・19
NS形、GX形	切断・溝切り2工程、溝切りのみ	専用工具	75～450	表4・1・20

- (注) 1. 切断・溝切り2工程とは、切断、溝切り作業が別工程で連続して行う場合。  
 2. 専用工具とは、NS グルーバーのようなNS形等に対応したタッピンねじ式専用工具(切断・溝切り)が相当する。

(5)表4・1・19 鋳鉄管切断・溝切り2工程加工 (NS形・GX形・S形・KF形・UF形 パイプ切削切断機使用)

SWSU8251 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	雑材料
300	0.70	0.74	0.40	労務費の5%
350	0.73	0.95	0.43	〃
400	0.76	1.15	0.45	〃
450	0.78	1.36	0.50	〃
500	0.81	1.56	0.52	〃
600	0.87	1.97	0.66	〃
700	0.93	2.46	0.72	〃
800	0.98	2.95	0.79	〃
900	1.04	3.44	0.85	〃

2,200	0.24	1.17	0.00221	〃
2,400	0.25	1.26	0.00229	〃
2,600	0.27	1.35	0.00238	〃

- (注) 1. 継手形式K形・KF形・U形・UF形・S形及びNS形に適用する。  
 2. 試験機は実勢単価とする。  
 3. 鋼管の場合のX線検査及び超音波探傷検査は別途積算すること。  
 4. 雑材料には、試験機取付け器具損料、傷つけ防止材を含む。

#### 4-1-5 鋳鉄管切断工

鋳鉄管切断歩掛の概要区分

継手形式	作業分類	使用工具	呼び径	適用歩掛
すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ切削切断機	75～2600	表4・1・14
すべて	切断のみ	エンジンカッター	50～500	表4・1・15
NS形、SⅡ形、GX形	切断・溝切り同時	パイプ切削切断機	75～450	表4・1・18
S形、KF形、UF形	切断・溝切り2工程	パイプ切削切断機	300～2600	表4・1・19
NS形	切断・溝切り2工程	パイプ切削切断機	500～1000	表4・1・19
NS形、GX形	切断・溝切り2工程、溝切りのみ	専用工具	75～450	表4・1・20

- (注) 1. 切断・溝切り2工程とは、切断、溝切り作業が別工程で連続して行う場合。  
 2. 専用工具とは、NS グルーバーのようなNS形等に対応したタッピンねじ式専用工具(切断・溝切り)が相当する。

(5)表4・1・19 鋳鉄管切断・溝切り2工程加工 (NS形・S形・KF形・UF形 パイプ切削切断機使用)

SWSU8251 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	雑材料
300	0.70	0.74	0.40	労務費の5%
350	0.73	0.95	0.43	〃
400	0.76	1.15	0.45	〃
450	0.78	1.36	0.50	〃
500	0.81	1.56	0.52	〃
600	0.87	1.97	0.66	〃
700	0.93	2.46	0.72	〃
800	0.98	2.95	0.79	〃
900	1.04	3.44	0.85	〃

GX形大口径(φ500mm以上)に関する適用区分の新設

GX形大口径(φ500mm以上)に関する適用区分の新設

1,000	1.10	3.93	0.91	〃
1,100	1.15	4.42	0.98	〃
1,200	1.21	4.91	1.04	〃
1,350	1.30	5.65	1.13	〃
1,500	1.38	6.38	1.23	〃
1,600	1.44	6.87	1.29	〃
1,650	1.47	7.12	1.32	〃
1,800	1.55	7.85	1.42	〃
2,000	1.66	8.83	1.55	〃
2,100	1.72	9.32	1.61	〃
2,200	1.78	9.81	1.67	〃
2,400	1.89	10.79	1.80	〃
2,600	2.00	11.77	1.93	〃

- (注) 1. 本表は、切断、溝切りを2工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみを行う場合は表8・27 鑄鉄管現場切断工を適用する。
2. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。
4. NS形・GX形は、呼び径500～1000mmとする。
- \* 積算システム反映範囲はφ300～φ1350mm

## 第2節 鋼管布設工

### 4-2-1 鋼管管布設工

(1) 表4・2・1 鋼管吊込据付工(人力) SWSU8052 (10m 当り)

呼び径 mm	特殊作業員 人	普通作業員 人
50	0.18	0.18
80	0.20	0.23
100	0.23	0.25
125	0.25	0.30
150	0.30	0.35
200	0.35	0.40
250	0.40	0.50
300	0.50	0.60
350	0.60	0.67
400	0.70	0.83
450	0.70	0.98
500	0.80	1.19
600	0.90	1.34
700	1.03	1.81

1,000	1.10	3.93	0.91	〃
1,100	1.15	4.42	0.98	〃
1,200	1.21	4.91	1.04	〃
1,350	1.30	5.65	1.13	〃
1,500	1.38	6.38	1.23	〃
1,600	1.44	6.87	1.29	〃
1,650	1.47	7.12	1.32	〃
1,800	1.55	7.85	1.42	〃
2,000	1.66	8.83	1.55	〃
2,100	1.72	9.32	1.61	〃
2,200	1.78	9.81	1.67	〃
2,400	1.89	10.79	1.80	〃
2,600	2.00	11.77	1.93	〃

- (注) 1. 本表は、切断、溝切りを2工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみを行う場合は表8・27 鑄鉄管現場切断工を適用する。
2. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。
4. NS形は、呼び径500～1000mmとする。
- \* 積算システム反映範囲はφ300～φ1350mm

## 第2節 鋼管布設工

### 4-2-1 鋼管管布設工

(1) 表4・2・1 鋼管吊込据付工(人力) SWSU8052 (10m 当り)

呼び径 mm	配管工 人	普通作業員 人
50	0.18	0.18
80	0.20	0.23
100	0.23	0.25
125	0.25	0.30
150	0.30	0.35
200	0.35	0.40
250	0.40	0.50
300	0.50	0.60
350	0.60	0.67
400	0.70	0.83
450	0.70	0.98
500	0.80	1.19
600	0.90	1.34
700	1.03	1.81

GX形大口徑(φ500mm以上)に関する適用区分の新設

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

800	1.24	2.27
900	1.55	2.78
1,000	1.86	3.35

(注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

(2)表4・2・2 鋼管吊込据付工(機械) SWSU8057 (10m当り)

呼び径 (mm)	標準 管長 (m)	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	クレーン機種		クレーン 運転時間 (h)	クレーン 賃料 (日)		
				A種 (t吊)	B種 (t吊)				
80	5.5	0.05	0.07	クレーン付 トラック 4t積2.9t吊	クレーン付 トラック 4t積2.9t吊	1.14	—		
100	〃	0.05	0.07			1.27	—		
125	〃	0.05	0.07			1.34	—		
150	〃	0.06	0.08			1.34	—		
200	〃	0.07	0.09			1.41	—		
250	〃	0.09	0.12			1.47	—		
300	6.0	0.09	0.17			1.54	—		
350	〃	0.12	0.20			1.61	—		
400	〃	0.15	0.23			1.68	0.29		
450	〃	0.18	0.26	1.74	0.30				
500	〃	0.20	0.29	1.81	0.32				
600	〃	0.24	0.36	1.94	0.34				
700	〃	0.29	0.43	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊	—	0.36		
800	〃	0.34	0.52			—	0.39		
900	〃	0.40	0.61			—	0.41		
1,000	〃	0.48	0.73			—	0.45		
1,100	〃	0.53	0.78			—	0.48		
1,200	〃	0.68	1.02			—	0.52		
1,350	〃	0.85	1.29			—	0.56		
1,500	〃	1.07	1.61			—	0.61		
1,600	〃	1.43	3.22			16t吊	16t吊	—	0.81
1,650	〃	1.43	3.22	—	0.81				
1,800	〃	1.95	4.40	—	0.89				
1,900	〃	2.02	4.54	—	0.92				
2,000	〃	2.08	4.68	—	0.95				
2,100	〃	2.24	5.03	25t吊	25t吊			—	0.97
2,200	〃	2.44	5.38					—	1.01
2,300	〃	2.66	5.73					—	1.07
2,400	〃	2.87	6.08	35t吊	35t吊			—	1.13
2,500	〃	3.09	6.43			—	1.18		
2,600	〃	3.31	6.78			—	1.24		

800	1.24	2.27
900	1.55	2.78
1,000	1.86	3.35

(注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

(2)表4・2・2 鋼管吊込据付工(機械) SWSU8057 (10m当り)

呼び径 (mm)	標準 管長 (m)	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	クレーン機種		クレーン 運転時間 (h)	クレーン 賃料 (日)		
				A種 (t吊)	B種 (t吊)				
80	5.5	0.05	0.07	クレーン付 トラック 4t積2.9t吊	クレーン付 トラック 4t積2.9t吊	1.14	—		
100	〃	0.05	0.07			1.27	—		
125	〃	0.05	0.07			1.34	—		
150	〃	0.06	0.08			1.34	—		
200	〃	0.07	0.09			1.41	—		
250	〃	0.09	0.12			1.47	—		
300	6.0	0.09	0.17			1.54	—		
350	〃	0.12	0.20			1.61	—		
400	〃	0.15	0.23			1.68	0.29		
450	〃	0.18	0.26	1.74	0.30				
500	〃	0.20	0.29	1.81	0.32				
600	〃	0.24	0.36	1.94	0.34				
700	〃	0.29	0.43	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊	—	0.36		
800	〃	0.34	0.52			—	0.39		
900	〃	0.40	0.61			—	0.41		
1,000	〃	0.48	0.73			—	0.45		
1,100	〃	0.53	0.78			—	0.48		
1,200	〃	0.68	1.02			—	0.52		
1,350	〃	0.85	1.29			—	0.56		
1,500	〃	1.07	1.61			—	0.61		
1,600	〃	1.43	3.22			16t吊	16t吊	—	0.81
1,650	〃	1.43	3.22	—	0.81				
1,800	〃	1.95	4.40	—	0.89				
1,900	〃	2.02	4.54	—	0.92				
2,000	〃	2.08	4.68	—	0.95				
2,100	〃	2.24	5.03	25t吊	25t吊			—	0.97
2,200	〃	2.44	5.38					—	1.01
2,300	〃	2.66	5.73					—	1.07
2,400	〃	2.87	6.08	35t吊	35t吊			—	1.13
2,500	〃	3.09	6.43			—	1.18		
2,600	〃	3.31	6.78			—	1.24		

配管工(旧厚労省単  
価)の単価設定廃止に  
伴う歩掛改定

2,700	4.0	3.53	7.13	25t 吊	—	1.30
2,800	〃	3.75	7.48		—	1.36
2,900	〃	3.93	7.83		—	1.42
3,000	〃	4.19	8.18		35t 吊	—

- (注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
 3. A 種、B 種の区分については鋼管現場溶接歩掛表参照。  
 4. 呼び径 (A 種) 350mm 及び呼び径 (B 種) 600mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t 吊、又はバックホウ (クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なおバックホウ (クレーン仕様) は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
 5. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。  
 \* 積算システム反映範囲はφ80～φ2000

### 第3節 弁類及び消火栓設置工

#### 4-3-1 制水弁類据付工

(1) 表4・3・1 制水弁据付工 (機械) 【仕切弁 (鋳鉄製 縦型、横型)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン機種		クレーン運転時間 (h)	クレーン賃料 (日)
			縦型 (t 吊)	横型 (t 吊)		
100 以下	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4t 積、2.9t 吊	—	0.40	—
125	〃	〃		—	0.47	—
150	0.04	0.06		—	0.49	—
200	0.05	0.08		—	0.57	—
250	0.06	0.10		—	0.73	—
300	0.11	0.17		—	0.91	—
350	0.18	0.43		—	1.10	—
400	0.41	1.13	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	—	0.29
450	0.62	1.96		トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	0.30
500	0.82	2.47		—	—	0.32
600	1.13	3.61	16t 吊	—	—	0.34
700	1.44	4.22		—	—	0.36
800	1.65	5.25		—	—	0.40
900	1.85	5.97	20t 吊	—	—	0.43
1,000	2.06	6.70		—	—	0.45
1,100	2.16	7.11		—	—	0.52
1,200	2.37	7.31	25t 吊	20t 吊	—	0.53
1,350	2.58	7.42		25t 吊	—	0.59
1,500	2.79	7.53		35t 吊	—	0.70

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。  
 3. 現場の状況に応じ、割増することができる。

2,700	4.0	3.53	7.13	25t 吊	—	1.30
2,800	〃	3.75	7.48		—	1.36
2,900	〃	3.93	7.83		—	1.42
3,000	〃	4.19	8.18		35t 吊	—

- (注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
 3. A 種、B 種の区分については鋼管現場溶接歩掛表参照。  
 4. 呼び径 (A 種) 350mm 及び呼び径 (B 種) 600mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t 吊、又はバックホウ (クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なおバックホウ (クレーン仕様) は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
 5. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。  
 \* 積算システム反映範囲はφ80～φ2000

### 第3節 弁類及び消火栓設置工

#### 4-3-1 制水弁類据付工

(1) 表4・3・1 制水弁据付工 (機械) 【仕切弁 (鋳鉄製 縦型、横型)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン機種		クレーン運転時間 (h)	クレーン賃料 (日)
			縦型 (t 吊)	横型 (t 吊)		
100 以下	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4t 積、2.9t 吊	—	0.40	—
125	〃	〃		—	0.47	—
150	0.04	0.06		—	0.49	—
200	0.05	0.08		—	0.57	—
250	0.06	0.10		—	0.73	—
300	0.11	0.17		—	0.91	—
350	0.18	0.43		—	1.10	—
400	0.41	1.13	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	—	0.29
450	0.62	1.96		トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	0.30
500	0.82	2.47		—	—	0.32
600	1.13	3.61	16t 吊	—	—	0.34
700	1.44	4.22		—	—	0.36
800	1.65	5.25		—	—	0.40
900	1.85	5.97	20t 吊	—	—	0.43
1,000	2.06	6.70		—	—	0.45
1,100	2.16	7.11		—	—	0.52
1,200	2.37	7.31	25t 吊	20t 吊	—	0.53
1,350	2.58	7.42		25t 吊	—	0.59
1,500	2.79	7.53		35t 吊	—	0.70

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。  
 3. 現場の状況に応じ、割増することができる。

配管工 (旧厚労省単価) の単価設定廃止に伴う歩掛改定

4. 呼び径 350mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式) 4.9t 吊をまたは、バックホウ(クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。
5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。
6. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。

4. 呼び径 350mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式) 4.9t 吊をまたは、バックホウ(クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。
5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。
6. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。

(2)表 4・3・2 制水弁据付工(機械)【仕切弁(鋼板製 縦型、横型)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	ラフテレーンクレーン (油圧式)	
			機種 (t 吊)	賃料 (日)
1,000	2.06	6.18	16	0.43
1,100	2.16	6.71	〃	0.45
1,200	2.37	7.24	〃	0.48
1,350	2.58	7.62	20	0.53
1,500	2.78	8.29	25	0.59
1,600	2.88	8.82	〃	0.61
1,650	2.98	9.34	35	0.62
1,800	3.09	9.87	〃	0.68
2,000	3.19	10.40	45	0.79

(2)表 4・3・2 制水弁据付工(機械)【仕切弁(鋼板製 縦型、横型)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	ラフテレーンクレーン (油圧式)	
			機種 (t 吊)	賃料 (日)
1,000	2.06	6.18	16	0.43
1,100	2.16	6.71	〃	0.45
1,200	2.37	7.24	〃	0.48
1,350	2.58	7.62	20	0.53
1,500	2.78	8.29	25	0.59
1,600	2.88	8.82	〃	0.61
1,650	2.98	9.34	35	0.62
1,800	3.09	9.87	〃	0.68
2,000	3.19	10.40	45	0.79

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
3. 現場の状況に応じ、割増することができる。
4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
3. 現場の状況に応じ、割増することができる。
4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

(3)表 4・3・3 制水弁据付工(人力)【仕切弁・バタフライ弁】 SWSU8081 (1 基当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)
50	0.03	0.15
75	0.05	0.19
100	0.07	0.23
125	0.09	0.30
150	0.10	0.37
200	0.17	0.45
250	0.24	0.61
300	0.37	0.90
350	0.53	1.27

(3)表 4・3・3 制水弁据付工(人力)【仕切弁・バタフライ弁】 SWSU8081 (1 基当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
50	0.03	0.15
75	0.05	0.19
100	0.07	0.23
125	0.09	0.30
150	0.10	0.37
200	0.17	0.45
250	0.24	0.61
300	0.37	0.90
350	0.53	1.27

- (注) 1. 本表は仕切弁(ソフトシール弁含む)、バタフライ弁の縦型横型の据付工である。
2. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
3. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
4. 現場の状況に応じ、割増することができる。
5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

- (注) 1. 本表は仕切弁(ソフトシール弁含む)、バタフライ弁の縦型横型の据付工である。
2. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
3. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
4. 現場の状況に応じ、割増することができる。
5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

(4)表 4・3・4 制水弁据付工 (機械) 【バタフライ弁 (鋳鉄製及び鋼製)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン機種		クレーン 運転時間 (h)	クレーン 賃料 (日)	
			縦型 (t 吊)	横型 (t 吊)			
200	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4t 積、2.9t 吊	—	0.57	—	
250	0.06	0.10		—	0.73	—	
300	0.11	0.17		—	0.91	—	
350	0.18	0.43		—	1.10	—	
400	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9t 吊	—	—	0.28	
450	0.62	1.60		—	—	0.29	
500	0.82	2.04		—	—	0.30	
600	1.13	2.95		—	—	0.32	
700	1.44	3.44		—	—	0.33	
800	1.65	3.94		—	—	0.34	
900	1.85	4.44		—	—	0.35	
1,000	2.06	4.94		4.9t 吊	—	—	0.36
1,100	2.16	5.46		16t 吊	—	—	0.39
1,200	2.37	6.08			—	—	0.41
1,350	2.58	6.59	—		—	0.43	
1,500	2.78	7.52	—		—	0.45	
1,600	2.88	7.83	—		—	0.47	
1,650	2.99	7.98	—		—	0.48	
1,800	3.09	8.14	20t 吊	—	—	0.50	
2,000	3.19	8.45		—	—	0.55	
2,100	3.29	8.60	25t 吊	—	—	0.56	
2,200	3.40	8.76		—	—	0.59	
2,400	3.50	8.96	35t 吊	—	—	0.62	

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
  2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
  3. 現場の状況に応じ、割増することができる。
  4. 呼び径 350mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン (油圧式) 4.9t 吊、又は、バックホウ (クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ (クレーン仕様) は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。
  5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。
  6. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。
- \* 積算システム反映範囲はφ200～φ2000

(5) 表 4・3・5 合成樹脂制水弁設置工 (人力) (1 基当り)

呼び径	職種	特殊作業員	普通作業員	適用
50		0.03 人	0.12 人	
75		0.05	0.12	
100		0.07	0.12	

(4)表 4・3・4 制水弁据付工 (機械) 【バタフライ弁 (鋳鉄製及び鋼製)】 SWSU8082 (1 基当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン機種		クレーン 運転時間 (h)	クレーン 賃料 (日)	
			縦型 (t 吊)	横型 (t 吊)			
200	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4t 積、2.9t 吊	—	0.57	—	
250	0.06	0.10		—	0.73	—	
300	0.11	0.17		—	0.91	—	
350	0.18	0.43		—	1.10	—	
400	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9t 吊	—	—	0.28	
450	0.62	1.60		—	—	0.29	
500	0.82	2.04		—	—	0.30	
600	1.13	2.95		—	—	0.32	
700	1.44	3.44		—	—	0.33	
800	1.65	3.94		—	—	0.34	
900	1.85	4.44		—	—	0.35	
1,000	2.06	4.94		4.9t 吊	—	—	0.36
1,100	2.16	5.46		16t 吊	—	—	0.39
1,200	2.37	6.08			—	—	0.41
1,350	2.58	6.59	—		—	0.43	
1,500	2.78	7.52	—		—	0.45	
1,600	2.88	7.83	—		—	0.47	
1,650	2.99	7.98	—		—	0.48	
1,800	3.09	8.14	20t 吊	—	—	0.50	
2,000	3.19	8.45		—	—	0.55	
2,100	3.29	8.60	25t 吊	—	—	0.56	
2,200	3.40	8.76		—	—	0.59	
2,400	3.50	8.96	35t 吊	—	—	0.62	

1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。
  2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。
  3. 現場の状況に応じ、割増することができる。
  4. 呼び径 350mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン (油圧式) 4.9t 吊、又は、バックホウ (クレーン仕様) クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ (クレーン仕様) は、「クレーン等安全規則」、「移動クレーン構造規格」に準拠した機械である。
  5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。
  6. 16t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。
- \* 積算システム反映範囲はφ200～φ2000

(5) 表 4・3・5 合成樹脂制水弁設置工 (人力) (1 基当り)

呼び径	職種	配管工	普通作業員	適用
50		0.03 人	0.12 人	
75		0.05	0.12	
100		0.07	0.12	

配管工 (旧厚労省単価) の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工 (旧厚労省単価) の単価設定廃止に伴う歩掛改定

125	0.09	0.13	
150	0.10	0.13	

備考 1. 本表の合成樹脂制水弁とは、水道用合成樹脂（耐衝撃性塩化ビニル）製仕切弁及びバタフライ弁をいう。  
 2. 合成樹脂制水弁と直接接合する管は硬質塩化ビニル管もしくはポリエチレン管に限るものとする。  
 3. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 4. 本表には、管との接合は含まれていない。  
 5. 現場の状況に応じ、割増することができる。  
 6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

#### 4-3-2 緊急遮断弁据付工

(1) 表 4・3・6 緊急遮断弁据付工 (機械) (1 基当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン			
			機種	運転時間(h)	賃料(日)	
100	0.06	0.10	クレーン付	0.73	—	
150	0.11	0.17	トラック	0.91	—	
200	0.18	0.43	4t 積、2.9t 吊	1.10	—	
250	0.71	1.79	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	0.30	
300	0.81	2.03		—	0.30	
350	0.92	2.31		—	0.31	
400	1.02	2.59		—	0.31	
450	1.22	3.09		—	0.32	
500	1.33	3.38		—	0.32	
600	1.58	4.04		—	0.34	
700	1.72	4.42		—	0.34	
800	1.96	5.05		ラフテレーン クレーン	—	0.36
900	2.27	5.85		油圧伸縮ジブ型	—	0.38
1,000	2.44	6.30	16t 吊	—	0.39	

(注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。  
 3. 現場の状況に応じ、割増することができる。  
 4. 緊急遮断弁の作動確認試験のための費用は含まれていない。  
 5. 呼び径 200mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t 吊、又は、バックホウ(クレーン仕様)クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
 6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

#### 4-3-3 空気弁及び空気弁座設置工

空気弁及び空気弁座設置工(呼び径 75 mm 以上)は、原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工とすることができる。

(1) 表 4・3・7 空気弁及び空気弁座設置工 (1 基当り)

方法	呼び径 (mm)	空気弁設置				空気弁座設置(人孔用蓋)設置			
		特殊作業員	普通作業員	雑材料	クレーン運転時間	特殊作業員	普通作業員	雑材料	クレーン運転時間(h)

125	0.09	0.13	
150	0.10	0.13	

備考 1. 本表の合成樹脂制水弁とは、水道用合成樹脂（耐衝撃性塩化ビニル）製仕切弁及びバタフライ弁をいう。  
 2. 合成樹脂制水弁と直接接合する管は硬質塩化ビニル管もしくはポリエチレン管に限るものとする。  
 3. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 4. 本表には、管との接合は含まれていない。  
 5. 現場の状況に応じ、割増することができる。  
 6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

#### 4-3-2 緊急遮断弁据付工

(1) 表 4・3・6 緊急遮断弁据付工 (機械) (1 基当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン			
			機種	運転時間(h)	賃料(日)	
100	0.06	0.10	クレーン付	0.73	—	
150	0.11	0.17	トラック	0.91	—	
200	0.18	0.43	4t 積、2.9t 吊	1.10	—	
250	0.71	1.79	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	—	0.30	
300	0.81	2.03		—	0.30	
350	0.92	2.31		—	0.31	
400	1.02	2.59		—	0.31	
450	1.22	3.09		—	0.32	
500	1.33	3.38		—	0.32	
600	1.58	4.04		—	0.34	
700	1.72	4.42		—	0.34	
800	1.96	5.05		ラフテレーン クレーン	—	0.36
900	2.27	5.85		油圧伸縮ジブ型	—	0.38
1,000	2.44	6.30	16t 吊	—	0.39	

(注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表にはフランジ接合は含まれていない。  
 3. 現場の状況に応じ、割増することができる。  
 4. 緊急遮断弁の作動確認試験のための費用は含まれていない。  
 5. 呼び径 200mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン(油圧式)4.9t 吊、又は、バックホウ(クレーン仕様)クローラ型クレーン機能付 2.9t 吊を使用することができる。なお、バックホウ(クレーン仕様)は、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
 6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数 0.6 を乗じて算出する。

#### 4-3-3 空気弁及び空気弁座設置工

空気弁及び空気弁座設置工(呼び径 75 mm 以上)は、原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工とすることができる。

(1) 表 4・3・7 空気弁及び空気弁座設置工 (1 基当り)

方法	呼び径 (mm)	空気弁設置				空気弁座設置(人孔用蓋)設置			
		配管工 (人)	普通作業員	雑材料	クレーン運転時間	配管工 (人)	普通作業員	雑材料	クレーン運転時間(h)

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

		(人)	(人)		(h)	(人)	(人)		(人)
機械 施工				労務費 の1%	クレーン付 トラック			労務費 の1%	クレーン付 トラック
	75	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73
	100	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73
	150	0.12	0.15		0.57	0.23	0.27		0.73
人力 施工	13~25	0.05	0.10	労務費 の1%	-	-	-	労務費 の1%	-
	50	0.10	0.21		-	-	-		-
	75	0.15	0.31		-	0.26	0.52		-
	100	0.21	0.41		-	0.26	0.52		-
	150	0.31	0.62		-	0.26	0.52		-

- (注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。なお、据付にはねじ込み接合も含む。  
2. フランジ接合は、1基当り1口。  
3. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊り。  
4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。  
5. 雑材料には、接合器具損料を含む。

#### 4-3-4 消火栓設置工

(1) 表4-3-8 消火栓設置工 (1ヶ所当り)

名称	単位	地下式				地上式				小型消火栓			摘要
		単口	双口	クレーン 運転時間	雑材料	単口	双口	クレーン 運転時間	雑材料	消火 栓	クレー ン 運転時 間	雑材料	
機械 施工	特殊 作業員	0.0 8	0.0 9	クレーン 付 トラック	労務費 の	0.20	0.2 2	クレーン 付 トラック	労務費 の	0.0 8	クレーン 付 トラック	労務費 の	
	普通 作業員	0.1 0	0.1 1	0.31h	1%	0.23	0.2 5	単口	1%	0.1 0	0.31h	1%	
							0.57h 双口						
人力 施工	特殊 作業員	0.1 2	0.1 9	-	労務費 の	0.27	0.4 0	-	労務費 の	0.1 0	-	労務費 の	
	普通 作業員	0.2 6	0.3 6	-	1%	0.53	0.7 1	-	1%	0.2 2	-	1%	

- 備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。  
2. フランジ接合は、1ヶ所当り1口。  
3. クレーン付トラックは4t積、2.9t吊り。  
4. 消火栓取付は原則として機械施工とするが、機械施工が不可能または不適当な場合は人力施工によることができるものとする。  
5. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取付管の据付も含む。  
6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。  
7. 雑材料には、接合器具損料を含む。

		(人)	(人)		(h)	(人)	(人)		(人)
機械 施工				労務費 の1%	クレーン付 トラック			労務費 の1%	クレーン付 トラック
	75	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73
	100	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73
	150	0.12	0.15		0.57	0.23	0.27		0.73
人力 施工	13~25	0.05	0.10	労務費 の1%	-	-	-	労務費 の1%	-
	50	0.10	0.21		-	-	-		-
	75	0.15	0.31		-	0.26	0.52		-
	100	0.21	0.41		-	0.26	0.52		-
	150	0.31	0.62		-	0.26	0.52		-

- (注) 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。なお、据付にはねじ込み接合も含む。  
2. フランジ接合は、1基当り1口。  
3. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊り。  
4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。  
5. 雑材料には、接合器具損料を含む。

#### 4-3-4 消火栓設置工

(1) 表4-3-8 消火栓設置工 (1ヶ所当り)

名称	単位	地下式				地上式				小型消火栓			適用
		単口	双口	クレーン 運転時間	雑材料	単口	双口	クレーン 運転時間	雑材料	消火 栓	クレー ン 運転時 間	雑材料	
機械 施工	配管工	0.0 8	0.0 9	クレーン 付 トラック	労務費 の	0.20	0.2 2	クレーン 付 トラック	労務費 の	0.0 8	クレーン 付 トラック	労務費 の	
	普通 作業員	0.1 0	0.1 1	0.31h	1%	0.23	0.2 5	単口	1%	0.1 0	0.31h	1%	
							0.57h 双口						
人力 施工	配管工	0.1 2	0.1 9	-	労務費 の	0.27	0.4 0	-	労務費 の	0.1 0	-	労務費 の	
	普通 作業員	0.2 6	0.3 6	-	1%	0.53	0.7 1	-	1%	0.2 2	-	1%	

- 備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。  
2. フランジ接合は、1ヶ所当り1口。  
3. クレーン付トラックは4t積、2.9t吊り。  
4. 消火栓取付は原則として機械施工とするが、機械施工が不可能または不適当な場合は人力施工によることができるものとする。  
5. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取付管の据付も含む。  
6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。  
7. 雑材料には、接合器具損料を含む。

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

**第4節 既設管撤去工**  
**4-4-2 鋳鉄管取り外し工**

(1)表4-4-2 鋳鉄管継手取外し

管種	補正対象歩掛		補正係数	施工単価コード
鋳鉄管	K型 フランジ T型	「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	0.60	SWSU80611
		「フランジ接合工」歩掛表 表4-1-3	0.60	SWSU8062
		「T型継手工」歩掛表 表4-1-5	0.60	SWSU80612
	SII型 S型	「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	1.00	SWSU80611
	NS形 直管	75~450 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-6	2.50	SWSU80613
		500~1000 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-7	0.70	SWSU80613
	NS形 異形管	75~250 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-6	2.50	SWSU80613
		300~450 「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	2.50	SWSU80613
		500~1000 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-7	0.70	SWSU80613
	GX形 直管	75~450 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8-1	2.30	SWSU80614
		500~1000 「GX形継手接合工(大口径)」歩掛表 表4-1-8-2	0.70	SWSU80615
GX形 異形管	75~450 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8-1	2.50	SWSU80614	
	500~1000 「GX形継手接合工(大口径)」歩掛表 表4-1-8-2	0.70	SWSU80615	
GX形 (P-link)	75~300 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	1.80	-	
GX形 (G-link)	75~300 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	1.60	-	

備考 1. 補正対象とする歩掛は、離脱防止・異形管等の割増を考慮しない継手歩掛表を指す。  
 ただし、K形メカニカル継手の特殊押輪の取り外しは割増した継手歩掛を対象とすることができる。  
 2. SII形、S形およびNS形の場合、ロックリング取外しまで含む。  
 3. NS形・GX形直管500~1000mmにおいてライナ取外しを含む場合のみ、補正係数を10%割増すること。  
 4. 本表以外の継手の場合は別途考慮すること。

**第5節 その他管布設工**  
**4-5-1 小配管(鋼管)布設工(人力)**

(1)表4-5-1 小配管(鋼管)布設工(人力) SWSU8190・SWSU8191

呼び径	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	雑材料
mm	人	人	人	人	
13	0.10	0.10	0.06	0.07	労務費の3%
20	0.11	0.12	0.06	0.07	〃
25	0.13	0.13	0.07	0.08	〃
32	0.14	0.14	0.07	0.09	〃
40	0.15	0.16	0.08	0.09	〃
50	0.18	0.18	0.09	0.11	〃
80	0.20	0.23	0.11	0.12	〃
100	0.23	0.25	0.12	0.14	〃

**第4節 既設管撤去工**  
**4-4-2 鋳鉄管取り外し工**

(1)表4-4-2 鋳鉄管継手取外し

管種	補正対象歩掛		補正係数	施工単価コード
鋳鉄管	K型 フランジ T型	「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	0.60	SWSU80611
		「フランジ接合工」歩掛表 表4-1-3	0.60	SWSU8062
		「T型継手工」歩掛表 表4-1-5	0.60	SWSU80612
	SII型 S型	「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	1.00	SWSU80611
	NS形 直管	75~450 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-6	2.50	SWSU80613
		500~1000 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-7	0.70	SWSU80613
	NS形 異形管	75~250 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-6	2.50	SWSU80613
		300~450 「メカニカル接合工」歩掛表 表4-1-4	2.50	SWSU80613
		500~1000 「NS形継手接合工」歩掛表 表4-1-7	0.70	SWSU80613
	GX形 直管	75~450 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	2.30	SWSU80614
GX形 異形管	75~450 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	2.50	SWSU80614	
GX形 (P-link)	75~300 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	1.80	-	
GX形 (G-link)	75~300 「GX形継手接合工」歩掛表 表4-1-8	1.60	-	

備考 1. 補正対象とする歩掛は、離脱防止・異形管等の割増を考慮しない継手歩掛表を指す。  
 ただし、K形メカニカル継手の特殊押輪の取り外しは割増した継手歩掛を対象とすることができる。  
 2. SII形、S形およびNS形の場合、ロックリング取外しまで含む。  
 3. NS形直管500~1000mmにおいてライナ取外しを含む場合のみ、補正係数を10%割増すること。  
 4. 本表以外の継手の場合は別途考慮すること。

**第5節 その他管布設工**  
**4-5-1 小配管(鋼管)布設工(人力)**

(1)表4-5-1 小配管(鋼管)布設工(人力) SWSU8190・SWSU8191

呼び径	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		
	配管工	普通作業員	配管工	普通作業員	雑材料
mm	人	人	人	人	
13	0.10	0.10	0.06	0.07	労務費の3%
20	0.11	0.12	0.06	0.07	〃
25	0.13	0.13	0.07	0.08	〃
32	0.14	0.14	0.07	0.09	〃
40	0.15	0.16	0.08	0.09	〃
50	0.18	0.18	0.09	0.11	〃
80	0.20	0.23	0.11	0.12	〃
100	0.23	0.25	0.12	0.14	〃

GX形大口径(φ500mm以上)接合歩掛新設に伴い表記の修正

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

125	0.25	0.30	0.14	0.17	〃
150	0.30	0.35	0.17	0.19	〃

備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. 継手工は、鋼管の現場切断、ねじ切り仕上げ、ねじ込み継手の接合（2口分）であり、燃料、カッター刃損耗費、機械損料を含む。  
3. 本表は、一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

#### 4-5-2 硬質塩化ビニル管布設工

(1)表 4・5・2 硬質塩化ビニル管布設工(人力)

SWSU8200～SWSU8202

呼び径	据付工(10m当り)		TS 継手工(2口当り)			RR 継手工(1口当り)		
	特殊 作業員	普通 作業員	特殊 作業員	普通 作業員	諸雑費	特殊 作業員	普通 作業員	諸経費
mm	人	人	人	人		人	人	
13	0.06	0.10	0.01	0.01				
16	0.06	0.10	0.01	0.01				
20	0.07	0.12	0.02	0.02				
25	0.07	0.12	0.02	0.02				
30	0.08	0.14	0.03	0.03				
40	0.08	0.14	0.03	0.03				
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%
75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03	
100	0.12	0.20	0.04	0.04		0.05	0.05	
125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05	
150	0.18	0.26	0.06	0.06		0.06	0.06	
200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06	
250	0.30	0.66	0.07	0.07		0.07	0.07	
300	0.30	1.01	0.07	0.07		0.08	0.08	

備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. RR ロング受口管の据付工・RR ロング継手工歩掛は本表の据付工・RR 継手工歩係と同等とする。  
3. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
4. 離脱防止金具を使用する場合は RR 継手工の歩掛に 30%を割増する。  
5. TS 継手工において 1 口の場合は本表の 50%とする。  
6. TS 継手工の諸雑費には、接着剤、接合器具損料を含む。  
7. RR 継手工の諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

125	0.25	0.30	0.14	0.17	〃
150	0.30	0.35	0.17	0.19	〃

備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. 継手工は、鋼管の現場切断、ねじ切り仕上げ、ねじ込み継手の接合（2口分）であり、燃料、カッター刃損耗費、機械損料を含む。  
3. 本表は、一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。

#### 4-5-2 硬質塩化ビニル管布設工

(1)表 4・5・2 硬質塩化ビニル管布設工(人力)

SWSU8200～SWSU8202

呼び径	据付工(10m当り)		TS 継手工(2口当り)			RR 継手工(1口当り)		
	配管工	普通 作業員	配管工	普通 作業員	諸雑費	配管工	普通 作業員	諸経費
mm	人	人	人	人		人	人	
13	0.06	0.10	0.01	0.01				
16	0.06	0.10	0.01	0.01				
20	0.07	0.12	0.02	0.02				
25	0.07	0.12	0.02	0.02				
30	0.08	0.14	0.03	0.03				
40	0.08	0.14	0.03	0.03				
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%
75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03	
100	0.12	0.20	0.04	0.04		0.05	0.05	
125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05	
150	0.18	0.26	0.06	0.06		0.06	0.06	
200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06	
250	0.30	0.66	0.07	0.07		0.07	0.07	
300	0.30	1.01	0.07	0.07		0.08	0.08	

備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. RR ロング受口管の据付工・RR ロング継手工歩掛は本表の据付工・RR 継手工歩係と同等とする。  
3. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。  
4. 離脱防止金具を使用する場合は RR 継手工の歩掛に 30%を割増する。  
5. TS 継手工において 1 口の場合は本表の 50%とする。  
6. TS 継手工の諸雑費には、接着剤、接合器具損料を含む。  
7. RR 継手工の諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

**4-5-3 ポリエチレン管布設工**  
(1)表 4・5・4 ポリエチレン管布設工 SWSU8210・SWSU8211

呼び径 (mm)	据付工(10m 当り)		継手工(1口当り)		
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
13	0.06	0.10	0.01	0.01	労務費の1%
20	0.07	0.12	0.02	0.02	
25	0.07	0.12	0.02	0.02	
30	0.08	0.14	0.03	0.03	
40	0.08	0.14	0.03	0.03	
50	0.10	0.18	0.04	0.04	

- 備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. 諸雑費には、機械器具損料を含む。

(2)表 4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF 接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213

呼び径 (mm)	据付工(10m 当り)		継手工(1箇所当り)		
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の14.0%
75	0.10	0.18	0.08	0.08	
100	0.12	0.20	0.12	0.12	
150	0.18	0.26	0.14	0.14	
200	0.25	0.49	0.14	0.14	

- 備考 1. 継手工は、2口継手を標準とする。  
2. 継手工において、1口の場合は、本表の70%とする。  
3. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
4. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。

(3)表 4・5・6 ポリエチレン管(メカニカル継手)布設工 SWSU8214

呼び径 (mm)	継手工(1箇所当り)		
	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.04	0.04	労務費の1%
75	0.04	0.04	
100	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	

- 備考 1. 本表は、水道配水用ポリエチレン管に使用するメカニカル継手工に適用する。  
2. 据付工は、表 4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF 接合))布設工を適用する。  
3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

**4-5-3 ポリエチレン管布設工**  
(1)表 4・5・4 ポリエチレン管布設工 SWSU8210・SWSU8211

呼び径 (mm)	据付工(10m 当り)		継手工(1口当り)		
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
13	0.06	0.10	0.01	0.01	労務費の1%
20	0.07	0.12	0.02	0.02	
25	0.07	0.12	0.02	0.02	
30	0.08	0.14	0.03	0.03	
40	0.08	0.14	0.03	0.03	
50	0.10	0.18	0.04	0.04	

- 備考 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
2. 諸雑費には、機械器具損料を含む。

(2)表 4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF 接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213

呼び径 (mm)	据付工(10m 当り)		継手工(1箇所当り)		
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の14.0%
75	0.10	0.18	0.08	0.08	
100	0.12	0.20	0.12	0.12	
150	0.18	0.26	0.14	0.14	
200	0.25	0.49	0.14	0.14	

- 備考 1. 継手工は、2口継手を標準とする。  
2. 継手工において、1口の場合は、本表の70%とする。  
3. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。  
4. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。

(3)表 4・5・6 ポリエチレン管(メカニカル継手)布設工 SWSU8214

呼び径 (mm)	継手工(1箇所当り)		
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.04	0.04	労務費の1%
75	0.04	0.04	
100	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	

- 備考 1. 本表は、水道配水用ポリエチレン管に使用するメカニカル継手工に適用する。  
2. 据付工は、表 4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF 接合))布設工を適用する。  
3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定

(4) 表 4・5・7 溶剤浸透防護スリーブ被覆工 SWSU8091(100m当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費		
			ポリエチレン スリーブ (m)	固定具	
				固定用ゴムバン ドの場合 (組)	粘着テープの場合 (m)
75 以下	0.25	0.25	A (a 式による)	B (b 式による)	51
100	0.30	0.30			61.2
150	0.35	0.35			83.6
200	0.43	0.43			104

- (注) 1. 本表は管長 5m についても歩掛である。  
 2. 溶剤浸透防護スリーブを管 1 本当り単位とする場合は、C 表の管 1 本当りスリーブ長で割戻すこと。  
 3. 固定用ゴムバンドは、1 組当り 2 条とした場合の歩掛りである。また、使用組数を継手 1 箇所当り 4 組とし、直部 1m 当り (継手 1 箇所当り 1m を除く) 1 組とした場合の歩掛である。

a 100m 当り溶剤浸透防護スリーブ使用量 (A) の算定

$$A(m) = \frac{L_2 \times (1 + \alpha)}{L_1} \times 100.0m \dots \dots \dots \text{a 式}$$

$L_1$ : 直管長 (m/本)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $L_2$ : 管 1 本当りスリーブ長 (m)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $\alpha$ : 溶剤浸透防護スリーブ割増係数  $\dots \dots \dots$  C 表

b 100m 当り固定バンド使用量 (B) の算定

$$B(\text{組}) = \frac{4 \text{組} \times (1 + \beta) + (L_1 - 1.0m)}{L_1} \times 100.0m \dots \dots \dots \text{b 式}$$

$L_1$ : 直管長 (m/本)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $\beta$ : 固定バンド割増係数  $\dots \dots \dots$  C 表

C 管 1 本当り溶剤浸透防護スリーブ長、直管長、固定バンド、割増係数は C 表による。

C 表

呼び径 (mm)	直管長 (m)	溶剤浸透防護スリーブ		固定バンド
		管 1 本当りスリーブ長 (m)	割増係数	割増係数
50 ~ 200	5.0	6.0	0~0.2	0~0.5

- (注) 1. 溶剤浸透防護スリーブの割増係数は、異形管、切管等に伴い使用不能となる材料割増しである。  
 また、固定バンド割増係数は、異形管、切管等に伴う接合箇所数の割増である。

(4) 表 4・5・7 溶剤浸透防護スリーブ被覆工 SWSU8091(100m当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費		
			ポリエチレン スリーブ (m)	固定具	
				固定用ゴムバン ドの場合 (組)	粘着テープの場合 (m)
75 以下	0.25	0.25	A (a 式による)	B (b 式による)	51
100	0.30	0.30			61.2
150	0.35	0.35			83.6
200	0.43	0.43			104

- (注) 1. 本表は管長 5m についても歩掛である。  
 2. 溶剤浸透防護スリーブを管 1 本当り単位とする場合は、C 表の管 1 本当りスリーブ長で割戻すこと。  
 3. 固定用ゴムバンドは、1 組当り 2 条とした場合の歩掛りである。また、使用組数を継手 1 箇所当り 4 組とし、直部 1m 当り (継手 1 箇所当り 1m を除く) 1 組とした場合の歩掛である。

a 100m 当り溶剤浸透防護スリーブ使用量 (A) の算定

$$A(m) = \frac{L_2 \times (1 + \alpha)}{L_1} \times 100.0m \dots \dots \dots \text{a 式}$$

$L_1$ : 直管長 (m/本)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $L_2$ : 管 1 本当りスリーブ長 (m)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $\alpha$ : 溶剤浸透防護スリーブ割増係数  $\dots \dots \dots$  C 表

b 100m 当り固定バンド使用量 (B) の算定

$$B(\text{組}) = \frac{4 \text{組} \times (1 + \beta) + (L_1 - 1.0m)}{L_1} \times 100.0m \dots \dots \dots \text{b 式}$$

$L_1$ : 直管長 (m/本)  $\dots \dots \dots$  C 表  
 $\beta$ : 固定バンド割増係数  $\dots \dots \dots$  C 表

C 管 1 本当り溶剤浸透防護スリーブ長、直管長、固定バンド、割増係数は C 表による。

C 表

呼び径 (mm)	直管長 (m)	溶剤浸透防護スリーブ		固定バンド
		管 1 本当りスリーブ長 (m)	割増係数	割増係数
50 ~ 200	5.0	6.0	0~0.2	0~0.5

- (注) 1. 溶剤浸透防護スリーブの割増係数は、異形管、切管等に伴い使用不能となる材料割増しである。  
 また、固定バンド割増係数は、異形管、切管等に伴う接合箇所数の割増である。

配管工 (旧厚労省単価) の単価設定廃止に伴う歩掛改定

(5) 表 4・5・8 ポリエチレン管切断工 SWSU8067 (1口当り)

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.010	0.010	労務費の1%
75	0.010	0.010	労務費の7%
100	0.020	0.020	
150	0.020	0.020	
200	0.020	0.020	

備考 諸雑費には、工具損料、損耗費等を含む。

**第10章 電食防止工（企）**

**第2節 外部電源方式**

**10-2-3 電極設置工（深埋式）**

第10・20 機械組立・解体労務 (1式)

コード名	労務	単位	数量	摘要
	技師C	人	2.0	所要日数は 11日である。
	さく井主任	〃	11.0	
	さく井技士	〃	19.0	
	さく井工	〃	17.0	
	さく井助手	〃	17.0	
	機械工	〃	7.0	
	とび工	〃	12.0	
	特殊作業員	〃	4.0	
	電工	〃	4.0	
	普通作業員	〃	4.0	
	仮設消耗品	式	1.0	
	トラッククレーン	台	4.0	
	諸雑費	式	1.0	

備考 1. 本表は、機械組立、動力源設備、配線、仮設用水配管及びこれらの解体撤去を含む。  
2. 工事用水に水道水源を使用する場合で、水道給水工事を必要な場合は別途積算すること。  
3. トラッククレーンは、15tとする。  
4. 仮設消耗品は、労務費の1%である。

(5) 表 4・5・8 ポリエチレン管切断工 SWSU8067 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.010	0.010	労務費の1%
75	0.010	0.010	労務費の7%
100	0.020	0.020	
150	0.020	0.020	
200	0.020	0.020	

備考 諸雑費には、工具損料、損耗費等を含む。

**第10章 電食防止工（企）**

**第2節 外部電源方式**

**10-2-3 電極設置工（深埋式）**

第10・20 機械組立・解体労務 (1式)

コード名	労務	単位	数量	摘要
	技師C	人	2.0	所要日数は 11日である。
	さく井主任	〃	11.0	
	さく井技士	〃	19.0	
	さく井工	〃	17.0	
	さく井助手	〃	17.0	
	機械工	〃	7.0	
	とび工	〃	12.0	
	配管工	〃	4.0	
	電工	〃	4.0	
	普通作業員	〃	4.0	
	仮設消耗品	式	1.0	
	トラッククレーン	台	4.0	
	諸雑費	式	1.0	

備考 1. 本表は、機械組立、動力源設備、配線、仮設用水配管及びこれらの解体撤去を含む。  
2. 工事用水に水道水源を使用する場合で、水道給水工事を必要な場合は別途積算すること。  
3. トラッククレーンは、15tとする。  
4. 仮設消耗品は、労務費の1%である。

配管工（旧厚労省単価）の単価設定廃止に伴う歩掛改定

配管工（旧厚労省単価）の単価設定廃止に伴う歩掛改定

第12章 水道機械・電気設備工事

第2節 流量計据付工（企）

12-2-1 電磁式水道メータ据付工

表12・1 電磁式水道メータ、ベンチュリー式流量計及び計装盤（積算計付 自動検針対応型）据付工・撤去工

呼び径	電磁式水道メータ					ベンチュリー式流量計 SWSU8401		計装盤（積算計付 自動検針対応型） SWSU8402	
	据付工（SWSU8400）					据付工	撤去工	据付工	撤去工
	電気通信技術者（人）	電工（人）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	諸経费率計上（%）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）
25、30	0.62	0.14	0.10	0.10	特殊作業員及び普通作業員の合計を対象に1%			2.0	2.0
40	0.62	0.17	0.10	0.10					
50	0.62	0.19	0.10	0.10			1.3		
75、80	0.62	0.26	0.10	0.10			1.3		
100	0.62	0.33	0.12	0.12			1.3		
150	0.62	0.64	0.14	0.14			1.3		
200	0.62	0.95	0.16	0.16			1.3		
250	0.62	1.22	0.20	0.20			1.9		
300	0.62	1.48	0.22	0.22			2.6		
350							2.6		
400						4.0	2.6		
450～500						5.0	3.2		
600					6.0	3.9			

第12章 水道機械・電気設備工事

第2節 流量計据付工（企）

12-2-1 電磁式水道メータ据付工

表12・1 電磁式水道メータ、ベンチュリー式流量計及び計装盤（積算計付 自動検針対応型）据付工・撤去工

呼び径	電磁式水道メータ					ベンチュリー式流量計 SWSU8401		計装盤（積算計付 自動検針対応型） SWSU8402	
	据付工（SWSU8400）					据付工	撤去工	据付工	撤去工
	電気通信技術者（人）	電工（人）	配管工（人）	普通作業員（人）	諸経费率計上（%）	配管工（人）	普通作業員（人）	配管工（人）	普通作業員（人）
25、30	0.62	0.14	0.10	0.10	配管工及び普通作業員の合計を対象に1%			2.0	2.0
40	0.62	0.17	0.10	0.10					
50	0.62	0.19	0.10	0.10			1.3		
75、80	0.62	0.26	0.10	0.10			1.3		
100	0.62	0.33	0.12	0.12			1.3		
150	0.62	0.64	0.14	0.14			1.3		
200	0.62	0.95	0.16	0.16			1.3		
250	0.62	1.22	0.20	0.20			1.9		
300	0.62	1.48	0.22	0.22			2.6		
350							2.6		
400						4.0	2.6		
450～500						5.0	3.2		
600					6.0	3.9			

配管工（旧厚労省単価）の単価設定廃止に伴う歩掛改定

第7編 歩掛表(維持管理編)  
第5章 管路施設点検委託

第1節 管路施設点検

5-1-1 管路施設点検工

(1) 標準歩掛

表7・5・1 管路施設点検工

SWSR4301～SWSR4314 (1日当たり)

設計区分	A		B			C	
	種別	【SWSR4301】 ・室付制水弁 ・室付空気弁 【SWSR4302】 ・ヒューム管土留付制水弁 【SWSR4303】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁 【SWSR4304】 ・消火栓	【SWSR4306】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4308】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁	【SWSR4309】 ・消火栓	【SWSR4311】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4312】 ・ヒューム管土留付制水弁 【SWSR4313】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁 【SWSR4314】 ・消火栓
点検工	世話役	人	1	1	1	1	1
	特殊作業員	〃	1	1	1	1	1
	普通作業員	〃	2	2	2	2	2
	交通警備誘導員	〃	1	1	—	—	—
	トラック運転費(2t)	時	2	2	2	2	2
	雑品	%	10	10	10	10	10
	保安設備工(※)	式	1	1	1	1	1
	計						
※保安設備	工事中標識	枚	2				
	トラ柵	〃	4				4
	計						

- 備考 1. ドレッサー型伸縮管は室付制水弁を、単口空気弁は消火栓の歩掛を使用する。  
 2. 雑品は、トラック運転費の10%を計上する。  
 3. 設計区分は、埋設管路位置により区分する。なお、交通警備誘導員は、交通規制に合わせ適宜計上することができる。  
 A：交通量の多い国・県・市道および市街地  
 B：AおよびC以外  
 C：管路用地内および農道村道（山間部）等交通量の少ない所

第7編 歩掛表(維持管理編)  
第5章 管路施設点検委託

第1節 管路施設点検

5-1-1 管路施設点検工

(1) 標準歩掛

表7・5・1 管路施設点検工

SWSR4301～SWSR4314 (1日当たり)

設計区分	A		B			C	
	種別	【SWSR4301】 ・室付制水弁 ・室付空気弁 【SWSR4302】 ・ヒューム管土留付制水弁 【SWSR4303】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁 【SWSR4304】 ・消火栓	【SWSR4306】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4308】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁	【SWSR4309】 ・消火栓	【SWSR4311】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4312】 ・ヒューム管土留付制水弁 【SWSR4313】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁 【SWSR4314】 ・消火栓
点検工	世話役	人	1	1	1	1	1
	配管工	〃	1	1	1	1	1
	普通作業員	〃	2	2	2	2	2
	交通警備誘導員	〃	1	1	—	—	—
	トラック運転費(2t)	時	2	2	2	2	2
	雑品	%	10	10	10	10	10
	保安設備工(※)	式	1	1	1	1	1
	計						
※保安設備	工事中標識	枚	2				
	トラ柵	〃	4				4
	計						

- 備考 1. ドレッサー型伸縮管は室付制水弁を、単口空気弁は消火栓の歩掛を使用する。  
 2. 雑品は、トラック運転費の10%を計上する。  
 3. 設計区分は、埋設管路位置により区分する。なお、交通警備誘導員は、交通規制に合わせ適宜計上することができる。  
 A：交通量の多い国・県・市道および市街地  
 B：AおよびC以外  
 C：管路用地内および農道村道（山間部）等交通量の少ない所

配管工(旧厚労省単価)の単価設定廃止に伴う歩掛改定